

自動車の移転・抹消



の手続きはお済みですか？

自動車税種別割は、毎年4月1日(午前0時)現在で、車検証に記載されている「所有者」または「使用者」に課税されます。

例年、「所有していない自動車の納税通知書が届いた」、「納税通知書が届かない」などのトラブルが多く寄せられています。

自動車の登録内容に異動(移転・変更・抹消)がある場合は3月末までに福島運輸支局等で手続きを済ませましょう。



変更がある場合は、
3月末までに手続き
が必要だよ！



【お問い合わせ先】

- 登録手続き等

福島運輸支局登録部門 TEL 050(5540)2015

- 納税通知書の送付先変更等

福島県県南地方振興局県税部課税課 TEL 0248(23)1519